

第九十一回 参議院建設委員會會議録第十号

昭和五十五年四月二十二日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十六日

成相 善十君

山本 富雄君

降矢 敬雄君

降矢 敬義君

四月十八日

八木 一郎君

補欠選任

降矢 敬義君

四月十九日

委員寺下岩蔵君は逝去された。

四月二十一日

補欠選任

上田 稔君

四月二十二日

上田 耕一郎君

補欠選任

小巻 敏雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

建設委員長 北側 義一君

國務大臣 (総務大臣)

事務局長 小淵 恵三君

常任委員会専門員 森 一衛君

参考人 奈良県副知事 上田 繁彦君

奈良考古学研究所長 末永 雅雄君

奈良教育大学名誉教授 寺尾 勇君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大塚喬君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

本委員会委員寺下岩蔵君は、去る四月十九日、急性心筋梗塞のため逝去されました。まことに哀悼痛惜にたえません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして御冥福をお祈り申し上げます。

御出席者全員の御起立をお願いいたします。黙禱をお願いいたします。

(総員起立、黙禱)

○委員長(大塚喬君) 黙禱を終わります。御着席をお願いします。ありがとうございます。

○委員長(大塚喬君) 次に、委員の異動について

御報告いたします。

去る四月十六日、成相善十君、降矢敬雄君及び山本富雄君が委員を辞任され、その補欠として最上進君、寺下岩蔵君及び上条勝久君がそれぞれ選任されました。

また、昨二十一日、委員の欠員に伴う補欠として上田稔君が選任されました。

本日、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補欠として小巻敏雄君が選任されました。

○委員長(大塚喬君) この際、理事の辞任につきお諮りいたします。

増田盛君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大塚喬君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員の異動及び理事の辞任に伴い、理事二名が欠員となりましたので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大塚喬君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に上條勝久君及び降矢敬義君を指名いたします。

○委員長(大塚喬君) 次に、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小淵総務大臣(小淵恵三君) ただいま議題となります。

した明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、飛鳥地方の遺跡等の歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして、わが国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的地域であったことをしのばせる歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、かつ、その歴史的風土の保存が国民のわが国の歴史に対する認識を深め、国を愛する心の涵養に資するものであることに配慮し、住民の理解と協力のもとにこれを保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定めるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣が定める明日香村歴史的風土保存計画に基づいて、奈良県知事は村の区域を区分して、都市計画に第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区を定め、それぞれの地区に応じて、歴史的風土の保存を図ることとしております。

第二に、奈良県知事は、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画を作成し、内閣総理大臣に承認の申請をすることができ、承認を受けた計画に基づいて、補助金を交付して行う事業については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置法の例により、国は財政上の特別の助成を行うこととしております。さらに、明日香村整備計画の円滑な達成を図るため、国は、地方債についての特別の配慮を行うことと

に、財政上及び技術上の配慮を行うこととしております。

第三に、明日香村が、歴史的風土の保存との関連において必要とされるきめ細かい施策を講ずるため、条例の定めるところにより、明日香村整備基金を設ける場合には、国は、二十四億円を限度として、その財源に充てるため必要な資金の一部を補助することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(大塚喬君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案は、衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分について趣旨説明を聴取いたします。衆議院建設委員長北側義一君。

○衆議院議員(北側義一君) たいだいま議題となりました明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案に対する修正につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、本案は、第一条において、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例である旨を規定しております。

したがって、先法の第一条に照らし、本案の第一条中にある、国を愛する心の涵養に資する部分を削ることを適切としたものであります。

以上が修正の趣旨であります。委員各位の御賛同をお願いする次第であります。

○委員長(大塚喬君) 以上で説明は終わりました。

たいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、会議の進め方といたしまして、上田参考人、末永参考人、寺尾参考人の順序で、お一人二十分程度御意見を述べたいと存じます。その後各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

それでは、上田参考人にお願いをいたします。上田参考人。

○参考人(上田繁潔君) たいだいま御指名いただきました奈良県副知事の上田でございます。

明日香村の特別立法措置法案に関連いたしました意見を申し上げます。

その前に、議員の皆さん方十分御承知かと思うのでございますが、若干、明日香村のことにつきまして触れてみたいと思ひます。

明日香村は、大和平野、奈良県の大和盆地の東南部に位置しております。奈良市からおおむね二十五キロの地点にあるわけであります。また、一面、大阪へは大体四、五十分程度で行けるというふうな立地条件にあるのでございまして、申し上げるまでもなく、わが国の六世紀から七世紀、ちょうどいまから千三百年前におきます当時の都の所在地であります。したがっていわば当時の飛鳥文化あるいは政治、経済等の中心地であったわけでございます。また、加えて律令国家体制が初めて形成された土地柄であるというふうな歴史的事情にあるわけであります。

明日香村の面積は二千四百四ヘクタールでございます。人口は七千五百人でございます。先ほど申しました土地柄の中に三十七大字が点在しております。あるいは散在といえますか、いたしておいておるといふ状況でございます。標高なども恐らく四百ないし五百の高さがございます。山村といえますか、中山間の農村であるという実態にあるわけでございます。

しかも、この土地は、先ほど申しましたように、歴史的事情から現在すでにいろいろな規制を受けておるのでございます。たとえば古都保存法に

よる規制を受けておりますものだけで千二十ヘクタール、もちろんその一部百ヘクタール余りが古都保存法の中の特別保存地区として厳しい規制を受けておるといふことでございまして、なお、そのほかに都市計画法によります県の風致地区条例によります風致地区規制を受けておりますものも千二百四十五ヘクタールあるというふうなことでございまして、これらだけを合わせましても、おおむね二千四百ヘクタールのうちの九割前後まで全体として規制を受けておるといふふうな土地柄であります。

そういうことでありますから、住民生活はいろいろな不便をかこておるといふのが実情でございます。まして、生活を営む場が即文化財の眼る場であるというふうなところで相なっております。建築あるいは農業近代化等の施設につきましても、そういうことでいろいろな規制を受けておる状態に

いまあるわけでございまして、そういう意味からは、今日、皆様御承知のとおり、良好な状態で保存されておりますというところは、そういう規制を受けながら住民の皆さんの格別の理解と協力によって今日までまいつけてきたものである、そういうことで乱開発からこれを守ってきたものである、というふうな私ども理解をいたしておるのでござい

ます。

一方、そういうことでございしますが、現状の就業人口などを申しますと、第一次産業であります農業労働者は、全体の七千五百人の人口のうち就業人口はおおむね三千五百人でござい

ます。これはやはり十数年前から比較いたしまして、逆には第二次、第三次産業が農業人口とは別に相当ふえておるといふふうな実情にあるわけでござい

ます。そういうことでございまして、村全体の事情から言いますと就業人口はきよなことでございまして、村の重要な歴史的風土を守る立場から言いますと、申し上げるまでもなく、農業を振興す、農業をこのま

まで持続をしてもいい、あるいは振興させるといふことがこれは非常に重要な問題でございまして、今後の明日香村の保存に関連して、そういう問題が非常に重要な問題であるということを認識せざるを得ないのでござい

ます。

また、一面、村の財政事情であります。村の財政事情はきわめて窮乏しておると申します。決して豊かではございません。私は、村の標準財政規模と申しますか、あるべき財政規模というものは大体十二、三億であらうと思つてあります。その十二、三億の標準財政規模に対して税金は二億上がない、二億を割る程度の税金しか上

がらないというふうな事情でございまして、そういう財政力指数から言いますと、村の財政事情がよくないことを端的にあらわしておるものであるというふうなことを考へてござい

ます。

私は、そういう意味から、先ほど申しましたように、一つは、住民の理解と協力によりまして今日の乱開発から防止をして良好な状態での歴史的風土を守つてまいつたということが一つの問題でございまして、もう一つは、一面、村政を預かる村の財政事情というものがよくないということをもう一つの問題として考へざるを得ないのでござい

ます。

県では、かねて地元の明日香村と共同歩調をとりました。たしか昭和四十五年、いまから十年前から、この明日香村の歴史的風土を国の力によって保存してもらいたい。そして内容は、一つは、保存対策が必要、保存対策を改めて見直す必要がある、保存対策を考えなきゃならない。同時に、これと並行して住民対策、住民の理解と協力を求めてやるんだ、しかも住民は隣接の地域がほとんど開発されてまいり、そういうことでござい

ますから、従前の気持ちから言いますと、よほど変わつてまいり、あるいは不安がある、あるいは不満があるというふうな形が出てまいりておりますので、この際、やはり生活面について配慮をすべき住民対策を考えなきゃならない。もう一つは、村の財政対策、村政を預かる基礎にな

ります財政を何とか強化しなければならぬというたてまえから村の財政対策を考えなきゃならぬ。この三本の柱を基本にして、実は、特別立法措置方を要請し続けてまいったのでございますが、そういういきさつがあるわけでございします。

そういう意味から言いますと、一つは、今回の法案の第八条に盛り込んでおります明日香村整備基金の問題があります。明日香村整備基金の運用によりまして、私は、明日香村の保存のために将来末長く、もう一つは、きめ細かく行き届いた方法

——といふのは、先ほど申しました村の財政あるいは村政としての行き方では、いま申しましたように、きめ細かく行き届いたやり方というものを住民に対して行うわけにはまいらない。末長く、しかもきめ細かく行き届いた形でこの基金の

果実を運用していく、そして村民に対していろいろな生活上の配慮をしてもらうたらどうかというように考えてございします。そのため、私は、この基金の運用につきましては、公正に、しかも適切にこれを運用して、先ほど申しました成果を上げなきゃならないと考えるのでございまして、ただいま村の方では、鋭意、この法案が議決をいただき

ました場合、本法案の公布施行後、速やかに関係条例、規制等を制定するために、村においてたゞいま検討中でございます。また、県としても、したがって村の方針に沿って、先ほど申しましたように、公正かつ適切な運用を期するために十分御相談を申し上げ、また県として御協力を申し上げてまいりたい、かように考えておるのでございします。

同基金は五カ年計画で積み立てられるのでございします。県としては、初年度分として五十五年度の予算に一億二千五百万円を助成いたすことにいたしますとともに、当初は基金の果実が十分でございせんので、さしあたり、県としては、五十五年度の予算に五千万円の補助を別に行うことにいたしておるのでございします。いずれにいたしましても、地元としては国庫からの五億円の速やかな交付を要望しておりますので、この辺の御配

慮を特にお願い申し上げたい、かように考えるわけでございします。

また、もう一つの問題は、本法案が公布施行されますならば、内閣総理大臣から示される明日香村の整備基本方針に基づきまして明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画を作成することとなるのでございしますが、この整備計画の作成に当たりましては、県といたしましては、明日香村の意見を十分反映させることはもちろんのこと、住民生活における現状と将来の問題のかかり合い、あるいは歴史的風土の保存と調和したところの整備をする問題あるいはまた事業費が村財政に及ぼす影響なども十分考慮いたしまして、できるだけ早く県と村とで十分検討して、この整備計画を策定することに努力をいたしたい、かように考えておるのでございまして、先ほど申しましたように、前者の基金の運用の問題は、私は、他の税の減免などとともに明日香村の住民対策の一つの基本であると思っておりますのでございします。また、後者の整備計画の問題は、村財政に寄与する、あるいは明日香村の整備のための重要な問題であるというふうに考えておるのでございまして、さように御理解をお願い申し上げます。

なお、最後に申し上げておきたいと存じますが、諸先生方には、この法案の審議のために、公私ともに御多忙にもかかわらず、さきに地元を御視察いただきまして、また本院でこのたび十分な御審議をいただくものでございまして、この点、厚く感謝を申し上げます。

明日香の村民は歴史的風土を保存することの重大さを再認識いたしておるわけでございします。今後とも、明日香の村民の方々が誇りを持って、一面また安心をして、そうして貴重な文化遺産を守ってまいりたい、本法案の成立を一日も早くいたされまうように望んでおるのでございします。

この点は私は県の立場から強くお願い申し上げます。私の意見にかえる次第でございします。

どうもありがとうございます。

○委員長(大塚喬君) どうもありがとうございます。続きまして、末永参考人をお願いをいたします。末永参考人。

なお、大変失礼でございしますが、御年齢のあれでおかけいただいてお話を伺うていただいても差し支えございせんので、どうぞひとつ。○参考人(末永雅雄君) ただいま委員長様から非常に志の厚い言葉をいただきまして感謝にたえない次第でございします。

私は、いままでも多少講義をしたりいたしまして、立つて話をする方がしやすいこともございします。途中で弱りましたら委員長様の御指示に従いますが、それまではやはりこうして申し上げます。

ただいまから申し上げますことは、過般諸先生が現地をごらんになっていただきましてあたりの調査成果であります。この地域につきましては、かなり私だけでなくほかの人たちの関心もございします。私がこの調査に着手をいたしましたのは昭和五、六年のころからであります。しかし、飛鳥に関する多くの人たちの歴史的関心はそれよりも古くからございました。しかし、きょうは私の調査をいたしました成果に基づいて御報告をいたしたいと思ひます。

私は、飛鳥の調査を担当してまいりまして、調査の進展に伴って考古学、古代史上の重要性を認識させられました。そしていろいろの考古学条件から、日本古代遺跡としてこれは保護しなければならぬというように考えました次第であります。昭和四十七年三月七日に、同志の集まりを機会に「飛鳥古京を守る会」というものを結成いたしました。政府への請願と社会の同調を求めました。

今日までの主な調査成果を申し上げますと、地上にはたくさん古墳が残されております。その古墳は、おおむね国史上に記されておる飛鳥時代を中心と築造されたものと判断をいたしますが、特にここでは壁画をかけた古墳が出ました。これ

はいわゆる高松塚であります。高松塚に対する考古学的な観察では、ただいまのところでは七世紀後半から八世紀の時期にかかるものと考えておりますが、一番問題になります壁画は、従来日本の各地で見出されておりますところのいわゆる装飾古墳とは違ひまして、私たちはこの装飾古墳というのを、自由面でかいたものではなく、いろいろの原始文様をあらわしたものに該当しております。たくさんございします。その種類の中で自由画的なものはごくわずかですが、高松塚の壁画はそれにも増して非常にすぐれた描写方法をとっております。この描写方法は多分中国か朝鮮の古墳の影響を受けたものと学界では考えております。したがって高松塚の壁画は従来知られた同種類のものの中では群を抜いたものである。法隆寺の壁画が消滅いたしました日本の現在の美術学界では、この高松塚の壁画は唯一の史料であることになりました。

この壁画の系統に対する問題点は、やはり中国から来た人がかいたのか、あるいは朝鮮から来た人がかいたのか、あるいはそれに基づいて日本人がかいたのかというふうないろいろの点がございしますが、しかし、私は確定することはむずかしいと思ひますけれども、朝鮮的要素もあるけれども、恐らく中国の唐代の文化の影響を受けてこれになされたというふうに考えるのが一番よろしいのではないかと。単に壁画だけの問題ではなしに、盗掘されて内部は攪乱されておりましたけれども、若干取り残されておりました太刀の金具とかあるいは鏡とかいうものから考えましても、高松塚の場合はやはり中国唐代の文化との直接関係を考えるべきではないかと存じますが、これもまだ私の私見にとどまる程度であります。学界としては承認されておりますが、今後、この研究は続けていきたいと思います。

次の問題は、飛鳥の地下に広々と広がっておる建築遺跡であります。これは先般飛鳥をこらんにたきましたときに敷石の部分においてになったと思ひますが、あの敷石は地下にあつたおりのも

三

のあることを示しておるわけでありました。ところが、日本全体の遺跡を考えたとき、あれだけ大きな遺構が残っておりまして、飛鳥以外にはないと言つてもよろしいのであります。この点に、数石による遺跡というものは、従来私たちの調査をした範囲内では吉野の宮内以外にはあれだけ規模の大きなものは残っておりません。この点につきましても、私は、なおそこにかつてありましたいろいろな建築物、そういうものには国史の記載と該当して考へるという一つの道順がございまして、ただいまのところでは、私たちは飛鳥板蓋宮とか浄御原宮とかいうふうな国史の記載と対照しながら考へておりますけれども、なお、これは断定をいたすには慎重な考へを要すると思ひます。

飛鳥の調査は、いま飛鳥地域全体にわたつてまず発掘調査を進めております。この調査を担当いたしておりますのは奈良文化財研究所と橿原考古学研究所の二つであります。私は橿原考古学研究所の方の調査指揮をいたしております。今日まで二十二年を経過いたしました。主として飛鳥板蓋宮伝承地というところを調査いたしました。ここではないいろいろな遺構、つまり建築の跡、これがわかつておりまして、特に掘立柱の配置などから、現在、われわれが調査をいたした範囲内では大規模な一角の建物がわかつております。それを飛鳥板蓋宮の地域とか浄御原の地域とかいうふうなたゞいまは推定をいたしてありますが、これはやがてわかる時期が来るだろうと思ひますが、ここに一つの建物で二百畳敷ぐらいの大きなものが出ております。調査をいたしました範囲は今日までに約七万平米に近い広さを調査いたしました。したがつて、この以外に飛鳥全域ではなお建築遺構、あるいは建築ではないかもしれないが、いろいろな遺構が出ております。

化時期より以前の縄文とか弥生とかいう先史時代の遺物がときどき見つかつております。これは分離したものでなく、飛鳥の文化をその中で育て上げる以前に、いわゆる縄文、弥生の先史文化が、あそこにあつたと考へていいのではないかと思ひます。したがつて、この先史遺跡がこれからどう発展するか、あるいは把握されるかということでありまして、これは把握したいと思ひます。飛鳥の古代文化のけんらんとして来る以前に、その基礎をなすものがあつたというふうな考へる次第でございます。

かようなことを列挙しておりますと、まことに切りなく申し上げなければならぬと思ひます。時間の関係もございまして、最後に、私は、以上の現在までの調査報告を申し上げます。まず、その遺跡の保護・保存及びここに住居いたしますところの明日香の住民たちの生活安定とその向上に対する配慮を賜り、そして飛鳥地域の保護及び今後の調査についていろいろの御援助をお願いする次第であります。しかし、私は一介の考古学者であつて、先ほど申し上げたように、調査事実を報告いたしましたが、行政の問題につきましてもは控えておきたいと思ひます。ただ、最後に申しましたようにお願いをする次第でございます。

○委員長(大塚善君) まことにありがとうございます。

次に、寺尾参考人をお願いいたします。寺尾参考人。

○参考人(寺尾善君) 寺尾でございますが、私は、主としてしまして、この特別措置法の第一条の目的に關しまして御参考までに申し上げます。思ひます。

その中の題目をなしております。「歴史的風土」、一行目の「その周囲の環境と一体をなして」、三行目の「全境」、その下の「良好に維持されること」、それから四行目の「歴史に対する認識を深め」、五行目の「住民の理解と協力」、これらの点にしばつて、特別立法にからめまし

て、なぜ明日香を保存しなければならないかというふうな問題につきまして御参考の一助に申し述べたいと思ひます。

明日香は、かつて万葉集に示されましたように「山高み川遠白し」と、日本のエネルギーと非常なあらしのような時代でありました日本歴史の創成期の時代のかつての舞台でありまして、いまはその昔日の面影をとどめるものは地下に埋められたものと山野のながめだけが残されました。二千四百ヘクタールと人口七千という小さな村でありまして、しかも非常に壊れやすい、もう自然を持ち、かつ、地下に埋もれておりますときは何らの物の意味を持たないものが、先ほど末永先生のお話のように、これを一たん掘り出しますと、日本の歴史上根本的に考へ方を改めねばならぬような重大な意味を含めました果てしない地下埋蔵文化財の密集しておる地帯であります。しかも、ほとんど全域にわたつて規制の網をかためられた形であつて、村というものを対象にいたしました法律といわれるものは、先ほど承りますと日本にはごく一つ二つにとどまるきりであつたといふのであります。また、そのために非常に困難な問題であり、また、その意味において一見平凡でありながら非常に貴重な意味を担っているものではないかと思ひます。

私は、この特別立法がなぜ明日香を守らねばならないかという意味から申しまして、やはり一つの宿命であると思ひます。これを政治の問題として取り上げねばならなかつたことも、すでに御承知のように、四十一年の十二月十四日の建設委員会、明くる年の四十一年に古都法が成立いたしました。この古都法の中で、すでに最初から「歴史的風土」「古都」という言葉がそこそこ、そういう風土、古都というふうな概念がそこに生まれてきたわけでありまして、これはたとへば風土とは文化財の周辺の土地の状況を言つとか、自然環境と一致しているとか、あるいは「国土愛の高揚を資」として「ひろく文化の向上発展に寄与する」という、これはその古都法の第一条の言葉であります。

すが、そういうことであります。正確に申しますと、この場合には、非常に草々の間に、荒廢しゆく古都の廢滅を防ぐために急遽立法されましたので、風土であるとか古都であるとかという概念が完全には把握されておらないうちに、この法律は出されたのであります。

当初は自然景觀に重心を置きましたが、やがて精神的な景觀、それにはたとへば文学的な環境であるとか、あるいは史実に確証はないけれども、しかし、それが人間の精神景觀に与えるものとして、第二次的に山の辺の道と明日香あたりを取り上げられてきたのであります。いままで鎌倉、京都、奈良に限られていたものがそこに拡大をいたしまして、やがてはこの精神的景觀に人文景觀を加えてまいりました。そういう状態での古都法が成立いたしました。この場合に、一番問題になりますのは、やはり風土という言葉が単なる自然環境だけではなくして、その後ろには風土といふものが一つの人間存在の表現であるといふ、これは古く風土という言葉が最初につくり出したドイツのヘルデルがこうした言葉をすでに残しておりますが、そういう意味のものが当初からありました。

その後、非常に緻密な行政のもとに、この古都法が進歩いたしました。昭和四十五年の九月十一日の歴風の答申によりまして明日香立法というものが成立いたしました。これは主に土地の買い上げであるとか、あるいは税の減免であるとか、固定資産税の問題とかいうふうな問題が取り上げられてまいりました。そして本年十年の軌跡を踏んでまいりました。この法律のために、周辺から押し寄せてまいりますところの宅地化の波をみごとに食い止め、破壊への防波堤としてこの条文にありますが、良好な維持ということが実現されたと思ひます。正確に申しますならば、これを私に今度の法律は要らないのであります。これを私なりに解釈しますと、その上におおむねという言葉をつけたいと少しおかしんですが、条文では「良好」という言葉の中にすでにそれを含めておると

思いますが、正確に申しますならば、おおむね良好な状態が本日まで続いてまいりました。

続いて、四十五年に閣議決定が行われまして、村民が長く待望いたしておりましたこの施設のなどが行われました。しかし、この問題に対しては、その答申に「当面の方策」とあって、言いかえますと、これは明日香の永遠の方策、まあ永遠というよりも恒久的の対策ではあり得なかったというのをすでに断っております。まさに今回の特別立法はその要望にこたえたものだと思います。

自後、四十六年に予算化されまして、百億に近い金を費やされまして、さまざまな施設がそこに実現し、明日香保存は歩み出しまして、その間着々と成果を上げてまいりました。しかし、その過程の中で、住民生活というものがまるまるみこの中に七千の人たちの運命と、その人生と、そしてその生活があったということ、これは当初からわかっていてはありますが、しかし、多少その後の政策は住民生活と違ったところで費やされました。決してこれはむだではなかったもので、将来の明日香保存への一つの布石をしたというところは高く評価されていいと思います。しかし、次第にこの重心の落とし方が微妙に揺れ動きまして、この住民の生活というものが次第次第に悪意なくして積み残された点はたくさんございました。

そのときの文章を読みますと、「地域住民の生活と調和を図る」という、四十五年にはその住民生活との調和という言葉がありました。今回のこの特別法においては「理解と協力」という言葉は、単に文字の問題ではなくして、一つの大きな進歩を意味したものだと思っております。で、そのために住民を保存の中に取り入れる、デザイン化するのではなくて、やはり住民生活というものを考えていかなければならない。四十五年の時の村長は、日本人の心のあるさとして恥じない文化村と十年後にしたいということを村会で話しております。また、明日香村に生活を営む

ということとは、われわれにとつて心の幸せにつながるという村民にたいしてつております。確かに明日香の村民がいつてこの明日香を大事にしたのは、昭和八年、末永先生を中心とした石舞台の発掘調査の以後、明日香の村民の人たちは、この地下に埋もれている歴史のなぞというものを本能的に守らなければならぬという、腹の底から彼らはそれを感じておりました。それは単なる欲でもなければ義務でもない、むしろ本能的な、素朴な村の心として本日までこれが守られてきたのであります。

しかし、次第に重なるようになっていくところの規制の重みというものは、彼らの生活に物理的、心理的なさまざまな障害をもたらすようになりまして。これはやがては一部の村民に生活意欲を喪失させ、あるいは愛郷の心を失わせ、かつては自分たちの心の寄る辺であった地下埋蔵物を歴史の奇妙な遺失物であると思ふ感ずる村民が出てまいりました。やがて村民はこの歴史の保存の中で、このままでいくならばミイラ化され、歴史の喪失となり、歴史の仮装行列の一員に化するという危険が生まれてまいりました。それを示すのがよくて、いまから九年前の新聞社の世論調査によりますと、急激に関心が薄れて、生活優先派が村民の七割を占めるという報道が出てまいりました。そして国の政策が明日香に役立つかというのに対して、初めは重大な期待を持っていた中から、三〇%が役立たないという、この村民感情の変化というものが見えまして。かつての村長でありました臨本村長は、明日香の人は腹の底から明日香を守りたいと思った、その心を変えたのは村民ではない、外の人なんだ、村民に金を見せてくれるな、金を見せるから村民はこういうことになるんだという言葉をそのときに申しましたが、この言葉は現在の明日香村にはそのまま通用しないほど、そのいゆる受忍の限りを尽くす、いわば規制の網の中に村民がまゐりました。当然、この明日香保存の透視図の中には、住民の安定向上、生活の基盤、そして明日香をトータルイメージとし

て守り、そのためには農業を重んじなければならぬという、そういうことはあったのであります。が、ちょっと外から見ますと、その十年の間に、外部から来る人たちの施設であるとか、あるいは観光のためであるとかというような、このまにいていくならば明日香村は間違つた観光のえじきになる可能性が生まれてまいりました。

しかし、特別立法をしなければならぬという要望は、保存は住民が利権の制限を受けているのであるからその代償措置として特別立法をしなければならぬというところは、すでに四十五年四月二十五日の毎日新聞の社説にも出てまいりました。佐藤総理はここをかつて訪ねられましたときにその所見を發表されまして、特別立法とあわせて予算措置をしないと。また、文化財保護委員会では四十五年八月十日に、基本的な保存は現行法では処置できないということを言っております。

そして四十九年には、村民協議会の中で、村民参加の特別立法をしなければならぬので、閣議決定は当面の施策ではあるけれども、明日香の将来を託すべき法律ではないという言葉が語られております。このようにまいりますと、この特別立法は当然明日香村がたどりまして十年間の経過の中で宿命的に本日どうしても考えなければいけない十年の苦闘の歴史でありました。そのための基金、あるいは特別の助成、あるいは生活環境及び産業基盤に対しまして、これは十年間置き忘れてきた問題をいま改めてこの問題の中に取り入れたのであります。

それと一つは、明日香を保存するならば、その全域保存をしなければならない。つまり全域にわたって第一種と第二種に分けて保存計画を立てていくという、そういうものが特別立法の内容となりました。

それでは、横並びにありません鎌倉、京都、奈良とこの明日香との違いで、なぜ明日香に特別立法をしなければならないか。それは住民生活がまる

ぐるみの全地域を持てているということ。都市計画との調和がきわめて保存の間にむずかしいということ。都会の鎌倉や京都では住環境をよくするという目標と歴史的風土を保存するという目標が比較的一致しやすいんですが、これは村であるというために、その住むところは単に住むところだけではない、同時に生産の基盤であるということ。三番目には重複されたさまざまな規制がかぶせられて、凍結地区が全体の中で非常に大きな面積を占めているということ。そしてその上に先ほど御説明のありました密集した埋蔵文化財を持つていてということ。それから中核になるところの有史的な文化財、たとえば法隆寺とか東大寺とか、そういうのはつきりした文化の核を持つていないきわめて平凡な農村景観であるということ。しかも、現在においては農業を主体とし、村財政は貧困であり、村民と行政の処理能力というものは、都市の市民においては比較的自分たちの手で解決できる問題をすら解決できないような、処理能力の非常に困難な立場に立ち至っているということ。

そういう点を考えますと、やはり私は明日香というものの特別立法の根本にありまして、村の人にも国民にも行政にも腹の底から納得できるところの明日香保存の目的といえますか、論理といえますか、哲学といえますか、あるいはこれらの共同連帯性を持つておりますところのものとして考えなければならぬ。したがって明日香保存の目的は単細胞的なものではなくして、非常にさまざまな契機が複合し、複眼的な構造を持つていてあると思ひます。

で明日香を考えるためには、その中に住んでいる七千の住民と、われわれのように外から考えている人間を私は分けて考えることが必要だと思ひます。

外から見た明日香というのは、これはあくまでも精神的な一つの契機を持ち、われわれが歴史的風土の景観、いわゆる古都というものを通して、そこには現在の明日香の人々の生活を通して、そ

うしてそこに歴史の追体験の中に未来への創造的エネルギーを持ち、古代への回帰をそこに持つということ。しかも、地下埋蔵文化財の持つところのものの中からさまざまなイメージネーションを描き、歴史への変革の資料を得、現代における機械文明と映像のはらんに對して人間回復の場として、戦後の日本の持つおる民族のバックボーンとしての精神的な人間の創造を行うということとが私は一つのことであり、また、政治経済的な契機としては、高密度経済成長の中で物質文化のひずみと、あるときにはエコノミックアニマルなどと言われている人たちに對して日本人が生活の真の意味を求め、そうして企業中心の政治から人間中心の政治に向かつて、開発重点の過程の中で自然保護を展開し、その中では、たとえば土地の私有権の制限、公共性の土地の問題、国土計画、土地の利用計画、都市問題、宅地問題、農業問題、結論として土地の問題に落ちつくと思ひます。三番目に、文化政策の契機としては、文化遺産を再認識してその活用をし、保存し、在来の物見遊山の観光に對して新たな意味を加えた心の憩いの場として明日香を考へるというようなことが外から見た明日香であります。

それに対して、内なる明日香というのは、あくまでも現在住んでおる明日香の人たちがそこに生氣あふれる生活形態を創造して、そしてその中に安らかに自分たちの人生の創造の喜びを感じ、規制の網に張りめぐらされながら、その歴史的風土の環境を逆用して、その中にみずから新たな一つの生活像を築き、住民として行政の処理能力を高め確立し、その住民たちの意思や意向は、たとえば生活においても住宅像においても、その意匠、形態においても、この住民の意思をプログラム全体に実現するという、そういう一種の立村の軸と申しますか、つまり明日香の村民の希望はさまざま多様化しておりますが、将来像としては農業立村ということを現在掲げられております。土地の非農業部門への利用価値による地価の上昇の期待に對し、農業による土地の収益性と

農業の粗収入が宅地化より高能率報酬のあるところのものであるという、そういう農業政策が中心であります。しかし、その農業が将来日本の転移の中でどういう形をとるか、あるいは農村がどんな運命をたどるかという、五年後十年後の先を考へてみなければならぬと思ひます。要するに、明日香というものは、現在、何が残っているかという、われわれの「袖吹きかへす」古代の風という万葉集の言葉をそのまま引用いたしますと、そこに現在あるものは、古代から現在まで変わらず吹いているところの風であります。それから土であります。それからそこに訪れる者にも住む者にも人間の営んでいる人生がある。この風と土と人生が明日香の私は本質であると思ひます。このような文化財を持つところの村を他に求めることはできないと思ひます。

しかし、純粹に凍結保存するならば、それは村の解体につながるし、そうかといって多様化し、また変遷絶え間ない将来に向かつて村人の欲望だけを満足させるならば保存は不可能になります。とするならば、住民生活の重視ということ、当然、この法律の予算措置に對して解決せられるのであります。しかし、それじゃ住民生活を重視するためにその過程の中で保存は何のためにするかということをも失うならば、それは心情欠落のものとなつてくると思ひます。あるいはこの立法はダム補償と同じような権利とか恩恵とかいふふうなものになると思ひます。しかし、私が特に申し上げたいのは、この特別立法は単なる魔法の棒でもなければ、一切の保存を解決するところのものではなくして、むしろ手当てであり、一つの突っ張りであつて、この財政援助によって特別立法は単なる明日香保存の後始末をするのではなく、これから、きょうまで経てきましたところのさまざまな重荷が村民にとつてもまたこれを行政する面にとつても新たな課題としてわれわれの前に与えられているということを考へなければならぬと思ひます。

いたゞきさまざまな問題を持つております。たとえば規制と整備助成との交換をどうしてバランスをとるか。「生活の安定」と言われている生活の実態とは、ここに言う「住民の生活」とは、一体、何を意味しているのか。また「住民の利便」という言葉がありすが、村民の利便というものとどうした特殊な地帯の保存とは何か。こうした地帯における「産業基盤」というものはどうした特色を持つていけるのか。その上においては「風土の保存」とは何を持つていけるのか。また、この法律が実施される以前に、十年歩んできた傷だらけの明日香の歴史の中における、すでに現在荒廃の道をたどりつつある、一部にあるその集計、あるいは格差における村民のいわば苦情、これをどのように処理していくかということになります。あるいは無神経な保存のために、その保存がときには破壊につながる場合もあったということ、われわれは考へなければならぬとするならば、これはこの法律は、その明文の上においては明確な一つの理念を持ち、方法を持つていながら、この運用に当たっては今後の課題が大きな問題になると思ひます。

いずれにしても、私は、村民がこの法律に對して、十年間、その運命として期待をしておりましたその七千の明日香人のためにも、また多くの国民がここにしばしの心の安らぎを求め、いわば励まし、心の翼をここに得て飛ぼうとする国民に對して、私からお願い申し上げたいんですが、一つの法律が成立するためにはきつめて厳正な審議と、各党のさまざまな角度からのさまざまな意見が出て、その上において一つの立法が生まれ出ることは私も承知しておりますが、この立法はきつめて特殊な立法とお考えいだいて、どうぞ励ましの立法として、悩める村民のためにも、またこれを待望する国民のためにも、そして昭和が後世に残す最大の遺産として、これを長い目で、いわゆる近視眼的な、短距離的な、あるいは微視的なところももちろん必要であります。巨視的な

目で、われわれが今日、五百年後、千年後の日本に、たとえば正倉院や源氏物語やあるいは芭蕉や浮世絵や墨絵が現代の日本人に心の糧として生きたように、これは景観の正倉院、景観の限りない文化財の一つとして、しかもその中には村民の生活が含まれているというこの村を後世に残すことでは、私は昭和の一つの最大の遺産だと考えますので、私からも、村民にわかりまして、また日本の明日香を愛する人たちにわかりまして、さまざまな御意見を各党各派でお考えと思ひますが、一致の上でひとつお願いしたいと思ひます。

最後に、私は、川端康成が自殺直前にこの明日香を訪ねましたときに言いました最後の言葉を私自身もかみしめておりますので、それを一言申し上げておきたいと思ひます。——文化の保存は創造性なくしてはあり得ない。

大変失礼いたしました。

○委員長(大塚秀典) まことにありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○吉ヶ久保重光君 お三人の参考人の皆様方の御意見を拝聴いたしまして、この法案の持つ意味はもちろん、非常に重さを感じております。また、何かこう日本人としての感慨もひとしおのものを感じております。

私は、二回、現地をお訪ねして、いろいろと拝見をしたり御意見を承つてまいりました。私なりにそれでいろいろな意見を持っておりますが、ひとつ限られた時間のもので端的に参考人の皆様方にお伺いしたいと思ひます。

第一点は、副知事さんにお尋ねするんですが、いまお三人の参考人の方から共通に出ました言葉は、このたぐいまれというか、ほかには求め得ない文化財が村じゅうにある明日香村が今日までいわゆる原状のまま、もちろんこれはもう上の建物はありませんけれども、残つてきたというの

おりましたが、現在、われわれは平地の遺跡を調べ、その平地の遺跡の下に残されておる建造物の跡を追求しておりますが、山の方に行ってもあるいは特殊な遺跡があるのではないかと考えられます。これは、細川谷に古墳がたぐさん残っておりまして、こういうものに対しての調査はまだ十分にできておりませんで、そこにあるということだけしかわかりません。これは一例であります。恐らくほかの山の中にもこういうものが出てくると思います。細川谷の古墳は、破壊されておるものもございまして、行けば古墳であるということはいく具体的になることができると思います。

○増岡康治君 御三人の参考人の御意見を伺いまして、本当にありがとうございます。末永先生、寺尾先生のお話を前提にいたしまして上田副知事さんにお聞きしたいのですが、まさしく寺尾先生がおっしゃる通りに、今回の法律は励ましの法律であろうと、先般私も現地を見させていただきまして、その感を深くしたわけでございしますが、したがって今後の課題が非常に多いのではなからうかと思ひます。

○増岡康治君 御三人の参考人の御意見を伺いまして、本当にありがとうございます。末永先生、寺尾先生のお話を前提にいたしまして上田副知事さんにお聞きしたいのですが、まさしく寺尾先生がおっしゃる通りに、今回の法律は励ましの法律であろうと、先般私も現地を見させていただきまして、その感を深くしたわけでございしますが、したがって今後の課題が非常に多いのではなからうかと思ひます。

○増岡康治君 御三人の参考人の御意見を伺いまして、本当にありがとうございます。末永先生、寺尾先生のお話を前提にいたしまして上田副知事さんにお聞きしたいのですが、まさしく寺尾先生がおっしゃる通りに、今回の法律は励ましの法律であろうと、先般私も現地を見させていただきまして、その感を深くしたわけでございしますが、したがって今後の課題が非常に多いのではなからうかと思ひます。

○増岡康治君 御三人の参考人の御意見を伺いまして、本当にありがとうございます。末永先生、寺尾先生のお話を前提にいたしまして上田副知事さんにお聞きしたいのですが、まさしく寺尾先生がおっしゃる通りに、今回の法律は励ましの法律であろうと、先般私も現地を見させていただきまして、その感を深くしたわけでございしますが、したがって今後の課題が非常に多いのではなからうかと思ひます。

いいんだらうかと、この判断基準というものは相当やはり県の部局の御指導いかんによって物が決まっていくなではなからうか。そういう方々の人材養成といひますか、こういう方々に対しての御意見。

それから、さらに中央へ来ますと、これは総理府がいまは窓口になっておりますが、いろいろ各省、建設省を初め農林水産省も関連をいたします。文部省や文化庁、いろいろ関連があるわけですが、地方公共団体のいわゆる県といひまして、中央官庁に対する要望がございましたら、あわせてお聞きしたいと思ひます。

以上でございます。

○参考人(上田繁潔君) ただいまの御質問でございますが、組織と申しますか、これは私自身としては二つのことを考えております。一つは、窓口といひましては、県の組織で、この法案の運用を中心と考えますと、やはり総務部という組織で全面的に窓口としての機能を果たしたいと思ひます。ただ、本県の場合、私の先ほどの説明から関連させて申し上げますと、明日香の保存については、窓口の中でもその規制面につきましては県の組織上企画部でやる。したがって規制以外の問題につきましては、要するに先ほどの村の住民対策あるいは村の財政対策、これにつきましては総務部でやる、そういうふうなことを考えておりますことを御了解いただきたいと思ひます。

それからもう一つは、いろんな規制を受けますための具体的な対応策であります。これはいま申しましたように、県では企画部でそういう意味では対応いたしますけれども、やはり諮問機関、審査機関を持つておりまして、現在、古都法などの運用、あるいは都市計画法によります風致規制条例などの運用につきましては、本県で、たまたま末永、寺尾両先生がそうでございますが、有識者、学識経験者の方々が組織しております古都風致審議会というのがありまして、これを動かしてひとつ御意見を承って適切な運用を図ってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○増岡康治君 中央に対する御要望はないですか、今後の運営といひますか。

○参考人(上田繁潔君) それはやはりいろいろあるんでございまして。ことに、やはりたとえば農業振興が明日香の問題といたしましては非常に重要な問題でございまして、私は、率直に申し上げますと、少なくとも農業労働人口、先ほど申し上げておりましたが、あれらを基礎にして今後農業といふことを振興させなきゃいかぬのでありますから、たとえばビニールハウスあるいはビニールトンネルなどいろいろ規制がございまして、これなども、第一種地区は別といたしまして、第二種地区では施設農業などに支障ないような方向でやっぱりやってもらいたい。

たい、かように考えておるわけでございます。

○増岡康治君 中央に対する御要望はないですか、今後の運営といひますか。

○参考人(上田繁潔君) それはやはりいろいろあるんでございまして。ことに、やはりたとえば農業振興が明日香の問題といたしましては非常に重要な問題でございまして、私は、率直に申し上げますと、少なくとも農業労働人口、先ほど申し上げておりましたが、あれらを基礎にして今後農業といふことを振興させなきゃいかぬのでありますから、たとえばビニールハウスあるいはビニールトンネルなどいろいろ規制がございまして、これなども、第一種地区は別といたしまして、第二種地区では施設農業などに支障ないような方向でやっぱりやってもらいたい。

それからまた、先ほど申しました整備計画でございますが、整備計画の關係で、これは今後の問題でございますが、できるだけひとつ明日香村の振興整備のためにこの事業が行えますように国庫補助対象として取り上げていただきたいというふうなことを考えております。

○増岡康治君 ありがとうございます。

○降矢敬義君 大変いいお話を承って、ありがとうございます。

私は、皆さんに村や県を代表いたしましたしてお答え願いたいんですが、先ほどいろいろお話がありました。したがって、今回の法律をどう受けとめておられるかという基本的なお気持ちを御披露いただきたいと思ひます。

それから第二番目には、先ほど基金の運用についていろいろお話がございましたが、県としても基金の運用、その前の基金の造成についてずいぶん御協力をなさるような御決意でありました。その基金の運用について行政上の指導というものが一番重要になると思ひますが、何か審議会のようなものをおつくりになって、そういうことで整備計画をつくり、そして具体的に運用されるというふうなお考えかどうか、この点をまず上田さんにお伺いしたいと思ひます。

それから末永先生に承りたいんですが、文化財の調査、そして保存というためには相当専門家の方々が必要だと思ひますけれども、この人たちの養成といひますか、こういうことについて先生としてどうお考えになっておられるのか。つまり一人前になるためには相当時間もかかるし、また発掘をされても、まだ相当調査にも時間がかかるので専門家を養成する必要があると思ひますが、その辺をどうお考えになっておられるのか、御所見が承りたいと思ひます。

それから末永先生に承りたいんですが、文化財の調査、そして保存というためには相当専門家の方々が必要だと思ひますけれども、この人たちの養成といひますか、こういうことについて先生としてどうお考えになっておられるのか。つまり一人前になるためには相当時間もかかるし、また発掘をされても、まだ相当調査にも時間がかかるので専門家を養成する必要があると思ひますが、その辺をどうお考えになっておられるのか、御所見が承りたいと思ひます。

それから寺尾先生に承りたいんですが、大変いい話を承って、ありがとうございます。私は、一点だけ、この明日香村の整備計画をつくるに、県がつくられるわけですが、寺尾先生として、何項目かこの整備計画の項目が挙がっておりますが、どういふ点が一番大事だと思ひますか、お示しをいただきたいと思ひます。

以上であります。

○委員長(大塚喬君) ただいまの質問に、順次、参考人の御答弁をいたしたいと存じます。

○参考人(上田繁潔君) 一つは、私の法律ができます場合の受けとめ方でありまして、長年の要請が結実いたしました法律ができますことを非常にありがたく存するのでございます。

しかしながら、先ほど寺尾先生もお述べになりましたが、むしろ問題は今後にある。この法をいかに適切に運用するか、そして成果を上げるかというところにあるわけでございまして、これはよほど私も県の当局者の一人として、覚悟と決意を新たにこの法律の運用に取り組むべきであるというふうな考えでおるのでございまして、それから基金の運用につきましては、先ほど若干申しましたが、村でもいろいろ御検討中でございますが、恐らく村の地方自治法による自主的な立場における基金としての運用をされるわけでありますから、恐らく運用のための管理委員会と申しますか審議会と申しますか、そういうふうな機関が必要であると思ひます。そういう機関を設けら

それから末永先生に承りたいんですが、文化財の調査、そして保存というためには相当専門家の方々が必要だと思ひますけれども、この人たちの養成といひますか、こういうことについて先生としてどうお考えになっておられるのか。つまり一人前になるためには相当時間もかかるし、また発掘をされても、まだ相当調査にも時間がかかるので専門家を養成する必要があると思ひますが、その辺をどうお考えになっておられるのか、御所見が承りたいと思ひます。

れます場合に、県もやはり関係者が参画をして、お互いに衆知を集めて公正適切な運用をするような方向で御協力を申し上げたい、かように考えております。

○参考人(末永雅雄君) 私たちの仕事は、この問題につきましても非常に苦勞するところでありますが、地下遺構の保存は、調査をしなければその状態がわからない。で調査をすれば、その遺構はある意味ではもう破壊になるということになりますので、われわれはこの調査と保存と、それからその後の利用、これにつきまして一つ一つの問題解決に対して努力をしなければなりません。これに対する具体的な方法は、調査をいたしましても、その場所が全く消滅するという場合、調査をして残せばもとの姿のままに残せるという場合は、この問題がございまして、明日香の場合には、大体、地下遺構として残し得るものが多いことになりまして、したがって明日香の地下遺構の保存と地上の利用とにつきましてもある程度の話し合いをもつて進めることができると思います。それを強引に調査が済んだからというので建物や土を壊すという場合が今までからよく見られました。それに対しては私たちは非常に残念なことだと思いますが、その問題を解決するのは、われわれの考古学の面ではなく、文化財保存課とかあるいは明日香村役場とかでやってもらわなければなりません。

私自身としては、考古学徒である以上は、遺跡はことごとくまず保存ということの前提に立って調査を進めていきたいと考えておりまして、現在もその方針で進めておりますが、明日香の例をとりますと、遺構の上に建物をする、その建物が遺構を破壊しないというのであればまた話し合いの道があると思いますが、全く遺構を破壊しなければ建物が建たないというふうなことになると思います。これは私個人の考えですが、絶対にそれに対しては妥協しないというふうな考え方で進んでまいり、今後も、そういうふうなことを考えております。

○参考人(寺尾勇君) お答え申し上げます。

私は、やはり整備計画を進めます場合に当たりまして、この法案の第四条のところに主として並んでおりますが、これは各省の慣習に従いまして並んでおりますが、一番重要な問題はこの十一から逆に重要性を持っているのではないかと思います。道路とか河川とか下水道とか都市公園とか教育施設とか厚生とか消防とかということ、これは風土に見合ったものということですが、やはり住宅の整備に関する問題、それから農地並びに農業用施設及び林業用施設の整備、それから文化財の保護及び明日香村における生活環境及び産業基盤の整備、それを総合的ではなくして、非常に重点的に、しかも有機的に考えていかなければならない。限られた予算でありまして、よほどこれは長期計画に基づきまして段階的にしていかなければならない。

しかし、それらの中で一番大事なのはやはり村民の意向をどういう形で吸い上げ、それを組織化していくか、また村民のこの保全に対するプログラムを、必ずしも現在行われている住民参加というふうな一般的な形式とされた別個の立場において、私はこれは可能でないかと思うんです。

もちろん、この法令施行以前及びそれまでの十年の間に、先ほど申しましたように、村内には、かつて非常に仲のいい村でありましたが、買い上げの土地が数年前に買った土地といま買った土地との格差が起きたために、格差から生まれてくる村内のさまざまな問題が村行政の悩みの種でありますので、これは前に風土審の堀木会長が提案されたように、苦情処理委員会というふうなものを設けまして、そして村民にそういう不満を持たせない、本当に腹の底から計画に対して協力できるような方途をしなければならぬと思います。

この計画の中核を占めるものは、先ほど末永先生のおっしゃいましたように、地下埋蔵物及び地下埋蔵物の上につくられております自然景観及び

歴史的な景観、精神景観というものを維持するということ、しかもこの中心に向かって集中しなければならぬと思います。しかし、その景観の基準は何かといいますが、現在の明日香村は必ずしもかつての古代における飛鳥の状況とは全然違っておりまして、大昔の飛鳥は大森林であったし、また仏教も建立された時代もありましたが、現在形成しておる明日香の状況は、いつの時代を基準とし、何を基準としてその計画を立てていくかということも必要だと思えます。

したがって、風土の丘とかふるさと村とか、あるいは自然保護の立場におけるところの設備とは根本的に異なっているものの中に含んでおると思います。その中で一番大きな問題は、今度の基金の一つの使道の重要な要素としておりますところの住宅及び集落の形態、色彩、意匠でありまして、これをどういうふうな形にするかということについてはよほど考えなければならぬ、いわゆる農業立村を中核にしておりますが、しかし、純農はこれから五十年、百年後に明日香村で後継者がそれをどういうふうな形で受け継いでいくかというのを考えますと、これが純農村でなくなつた、農業が完全に成功すればそれにこしたことはないんですが、農業というものが次第に明日香の中核時代としての影を薄められたときには依然としてやはり今日の農村風景を維持するような方途をどういうふうにかえるかということ。

また、観光客というものは、果たしていま一番明日香が望んでいる人が来ているかどうかは疑問なんです。明日香に憩いを求めるべき人はどういふ人でなければならぬか、しかも、この観光公害というものを村民が非常にある意味において迷惑をされている。明日香はあくまでも観光というものは自由であつて別に人が来なくてもいいわけなんです、これが残されればいいんであつて、観光ではなくして、一つの心の憩いとして本当に求める少数の人が来てくれればいいのであつて、これは一つの日本のいわゆる観光地としての、レジャーの設備としてのものではないとい

うふうなことも将来の交通計画や計画の中に考えていかなければならないと思ひます。

いづれにしても、村民の生活を重視し、また、ここに訪ねてくる人たちの本當の憩いの場をつくるという、そういう目的のもとにこの整備計画が着々と進められて、村民が真に納得のできるような施設計画をつくり上げるような構造といひますか、機構といひますか、たとえば産業基盤の場合でも非常に不便だと思ふんです。新しい商業地帯をつくることも、サービス機関ができることも、また商売をしても、ネオンを掲げること、あるいは享楽機関のパチンコ屋などをつくることも明日香の風土としてはふさわしくないとするならば、そういうものをどのように忍んでこの計画の中に協力できるか、これはあくまでも手づくりの計画でなければならぬと思ひます。それを概念的に上からつくつた計画を村民に押しつけては納得できない。しかし、村民自身がこれをつくるためには処理能力として村民自身がこれをつくる、たとえば明日香歴史的風土保存の憲章というふうなものを村民自身がつくつて、その村民の中からつくられたものをこれを援助していくという、そういう形の計画の取り上げ方というものが大変に今後の問題になると私は考えております。

以上でございます。

○降矢敬義君 ありがとうございます。

○内田善利君 私、先日、奈良県視察団の視察に行かしていただきましたが、私は観光で行ったわけではございませんけれども、

〔委員長退席、理事西ヶ久保重光君着席〕
当委員会の委員派遣として行ったわけですが、初めて参りまして、私は日本の歴史に帰つたような、非常にごみこみした東京都から奈良に参りまして強い感激を覚えたわけです。そういう意味から、きょう三人の参考人の方々に、行政の立場から、また考古学の立場から、また文化財、歴史遺産保存の立場から種々お話しただきまして、非常に感銘を受けているわけでございます。

今度のこの法案につきまして、時間がございせんので、三人の参考人の方々にそれぞれが思いつくまま質問をしたいと思いますが、まず最初に、上田参考人にお伺いしたいと思いますけれども、奈良県は非常に史跡、文化財の豊富な県であるわけですが、いままでのこれらに対する県行政の指導方針といいますか、そういった基本的な考え方をまずお聞かせしたいと思います。

それから飛鳥時代の歴史的風土に関する地域は、これは明日香村だけに限ってはいないんじゃないかと、この間の視察のときも、地図にちょっと詳しくありませんが、県全体にわたって文化財、史跡は多いんじゃないか、こう思うんですが、今回これに限ったことに対する県の考え方がございませうとお聞きしたいと思います。

それから保存と住民の対策ということで、先ほどお話がございました、県としては、一つは保存対策、二つには住民に対する生活面の配慮、住民対策、三番目は村の財政強化ということを考えているということでございますが、この保存と住民対策の調和といいますが、非常に行政面としてはむずかしいんじゃないかと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

それから、末永参考人にお伺いしたいことは、明日香村は面積が二千四百四ヘクタール、そのうちどれぐらい発掘調査がなされているのか、また発掘された内容は建築遺構が、先ほどお話がありました、非常に大きい。こういった遺構、遺跡の保存についてどのような対策を考えておられるのか、明日香村の場合にどういう対策を考えていらっしゃるのか、この点お伺いしておきたいと思ひます。

また、発掘が進むに従って、この保存と住民生活の調和といふことが問題になってくると思ひますが、高松塚古墳の場合も緊急に規制が行われたようでございますけれども、こういった問題が発掘が進めば進むほど出てくるのではないかと、こういった面についてお伺いしたいと思います。それから、寺尾参考人には、先ほど大変感銘す

るようなお話をいただいたわけですが、先生の保存の必要性、保存の哲学をお聞きしたわけですが、けれども、お二人の参考人にもお伺いするわけですが、調和をどのように図っていくかということが、この法案にも、今回、この点、第一条にも「住民の理解と協力」ということが言われておりますが、この保存ということについて、私ちょっと第三者的な立場でお伺いしますが、各種の規制を行っているわけですが、その規制を行ってまで保存する必要性がどこまであるのかということ、特に生活が近代化され、どんどんどんどん周辺は近代化生活を営んでいく、文化的な生活を営んでいく、そういう立場にある住民の立場も考えなければならぬんじゃないか、そうしますと、その保存の必要性についてお聞きしたいと思います。先生の著書の中に「文化財はそこに住む住民にとって「負」としての無償の存在である」という先生の意見がございしますが、これとの関係からお伺いしたい、このように思ひます。

それから最後に、本法律の施行に当たって、可決された場合ですが、本法律の施行について特に先生の重要な提言があればお伺いして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(上田繁雄君) 一つは、奈良県行政の指導方針という御質問でございますが、私は、奈良県政の宿命は開発と保存の調和をいかに図るかというところにあると、実は、平素から思っております。言いかえしますならば、保存すべきは保存する。しかし、また一面、開発してもよいところは開発をする、そういう意味で開発と保存を常に調和させることについて県政の運営上心を痛めておるのでございますが、そういう意味では、明日香村につきましては、明日香全体として、先ほど来御意見が出ておりますように、やはり保存に重点を置いて行政を行うべきであるというふうに考えておるのでございます。

それから次は、明日香に限ったことに関しての御意見でございますが、これは明日香につきましては非常に古代の歴史の貴重な文化財や埋蔵文化

財が包蔵されておるわけでございますので、これはどうしても保存しなければならぬということの一つの前提になります。一面、実態を見ますと、明日香村の今日の行政区区域全般にわたって、現状におきましても、先ほど若干私が申し上げましたが、二千四百ヘクタールの九割までが厳しい規制を受けておるといふ実情であります。また、もう一つは、橿原市など隣接の地域まで開発の波が押し寄せておるといふ現状であります。そういうふうな地域というものは、私は恐らく奈良県においてももちろんございませぬし、

〔理事西ヶ久保重光君退席、委員長着席〕また、全国各地におきましても恐らくこれに比肩し得るものはないと思ひます。飛鳥の時代は、そういう意味から、私は、県としても、明日香村という行政区区域に限ってこの特別立法措置の対象にしたい、かような考えを持っておるわけでありませぬ。

それから、もう一つは、私が申し上げました三本柱の関係でございますが、これはなるほど仰せのように非常にむずかしい問題であります。むずかしい問題でありますけれども、やはりこれは何と申しましても、従前もそうでありましたけれども、今後ともそうでありましようが、明日香の村民の皆さんの理解と協力を得ることが一番大事である。そのためには、やはり不便なあるいはいろいろ御迷惑をかけておる生活面についてできるだけきめ細かく行き届いた配慮をすべきである。私は、これをもつて果実を運用して、そしてうまくいかにこれを救ってまいらなかならぬ、かように考えておりますが、いずれにいたしまして、住民の理解と協力を得るといふことが何と申しましても一番根幹であろう、そういう方向でこの法律の運用に当たらなければならぬというふうに考えておるのでございます。

○参考人(末永雅雄君) ただいま上田参考人のお話しになりました中で、奈良県の文化財調査についてちょっと私の方からつけ足しておきたいと思ひます。

それは文化財といういろいろの取り扱う範囲の中で、埋蔵文化財を私の方の橿原考古学研究所が担当いたしております。この埋蔵文化財の調査は、戦後の開発とともに非常にその負担が大きくなりまして、現在では十数人の担当が明け暮れ調査に従事しております。そのために橿原考古学研究所の仕事というのは全員非常に重い負担を抱えてやっておりますわけでありませぬ。ちょっとそれだけ奈良県の文化財調査の一つとして申し上げませぬ。

それから、私に御質問の遺構の保存の問題、これは飛鳥だけに限りませんが、今日、飛鳥の問題についてだけ申し上げますと、地下遺構の場合、飛鳥では幸い建築の遺構とか、それに関係する施設というものが主になっております。中には全く発掘をすればもうその後の保存ということはどうも考えられないというような場合もございませぬけれども、飛鳥では幸い遺構の原状を残すことの可能なものがかなりございませぬので、この保存につきましては、やはり原状の遺構をそのまま残すということをやりたいと思ひます。すの、遺構の中になお調査をしなければならぬという部分的な場所もございませぬけれども、これはやはり急がなければ、おもむろに次の保存方法、保存処置に対するいろいろな条件が確立するまでは手をつけないでおきたいということを考えております。

その保存に対する考古学的な技術の方面、これにつきましては、いろいろ原状保存のための復元とか、あるいは薬品による保存方法とかいふものを考慮しつつ進めておりますが、その将来の保存方法につきましては、私は余り差し出がましいことは申せませぬと思ひますが、できればその遺構のある地域をことごとく買上げていただきたというところが調査担当者としての希望になります。さしあたって飛鳥には二カ所大きな問題が出ております。それらもやはり私の意見としては二カ所とも買上げていただいて、そうしてその遺構の保存に心配のあるような妥協的な処置は

とらないでほしいというのが私の調査担当者として考えておるところであります。この問題は、いろいろ行政の方に係ると思いますが、金額の問題よりも、その地域の買上げということをお願いしたいと思ひます。

○参考人(寺尾君) 御質問の保存の問題につきまして、これはやはり大きな問題でありまして、私自身も現在悩みつゝある問題で、決して解決した問題だとは思っておりません。

かつては開発と保存という言葉が必ず使われて、この両者が全く相反したごとくに考えられたのでありますが、新しい一つの考え方としては、保存が同時に開発であり、開発が同時に保存であるということが必ずしも不可能でない、そういう調和をとることが可能ではないだろうか。もしこの知性が欠けるとすると、片一方開発が進めば保存が破壊されるし、保存があれば開発がおくれないという、そういう二者択一ではなくして、この両方を実現——非常に困難にして、しかもむずかしい問題なんです、明日香においてはそれが有意義な権利があるにやないか、仰せのとおりでありまして、史跡の指定であるとか古都法の規制であるとか、あるいは市街地調整区域のものであるとか、風致地区であるとか、景観保全地区であるとか、第一種地区であるとか、農業振興地区であるとかという数限りないがらみがあるのいわゆる規制がここにかかっております。で、その規制というものの対する一つの考え方なんです、ありますが、これをもう少し明日香の場合では、こういう法律的な規制という、ただ並列的な区分的な規制ではなくして、この規制というものを逆にいわゆる歴史的文化的空間といふか、明日香に特に許されているような古代を追想し得るような、そういう地域を確立するために、たとえば森林空間とか学園空間とか、あるいは集落空間とか緑地空間とか農地空間とか、あるいは凍結空間

とかというふうな、これを立体的に連動させまして、そして何かそういう新しい工夫によって、この規制というものを、ただ村民の意欲を鈍らし、保存に対する熱意を薄らぐ形でない形に、つまりわれわれが今日、先ほどお話しのように、都会におりまして求められないところのさんさんと輝く日光、そして輝く緑、そしてそこには静かな古代を追想し得るところの景観というふうなものをその中核にした一つの理想ができるのではないだろうかというふうな考えです。

しかし、当然、ある住民は赤い屋根をつけプロックのへいをつくり、サッシの窓をつくるのが何が悪いかと、自分はそのために一生暮らしてきたんだから、それが許されないとはいったら死んだ方がましだと、明日香の村民だと言ふかも知れません。当然のことだと思ひますが、しかし、果たしていま申しましたようなことがわれわれの住宅の理想像なんだろうか。考えてみると、それはなるほど便利であり強くあり重宝ではあるけれども、われわれの持つてゐる日本人の住まいというものの本質というものは、だからといって舞台の上につくるような、つまり芝居の小屋のような一列並びの、必ずしも、だから妻籠の小屋のような理想をこの明日香に私はしようと思ひない。やはりその中で人間が本当に生き生きと幸福に暮らして得るような、そういう文化的な生活、あるいは農業の場合でも、ビニール問題が絶えず浮かんではいますが、私はあのビニールがある一定のところにあつたから明日香の景観が全部つぶれるとは思ひませんし、そういうセンチメンタルな感傷的な、いわゆる静御前の線り言みたいな景観ではなくして、もっと本質的な人間の心を安らぐような、もっと有機的な景観をわれわれは工夫することができると思ひます。

先ほどお話しのように、私は宿命として明日香は負の存在であつて、これは必ずしも今日のようには欲望をいゆる主義として何もかも自分の欲望を満たしていくのではなくして、そこにはマイナスの世界があり、負の世界がある、しかし、その

負の世界の運命を自分の中にしようことによつて、ほかの地域においては与えられない、あるひそやかな幸福な人生がそこにあり得るのではないだろうか、私は絶えずそう考えておりますし、明日香の人々はやがてはそういう自主能力を自分の中につくると思ひます。

で、私は、先ほど申しましたように、明日香を考へる場合に、七千の住民の立場を内なる明日香から見るならば、われわれは明日香の住民ではございませぬので外なる明日香の人間でございませぬので、内なる明日香の人は保存というものを重視し、外なる明日香の人は常に明日香の人たちに対して生活の重視というのを考へるという、そういういわゆる複眼的な考へを持たなければならぬと思ひます。そういう形で、なるほど負の存在であるというその宿命を自覚することによつて、かえつてそれを跳躍板といたしまして、それをいゆる逆手にとりまして、われわれの考へられないような新しい生活像、それはたとえば具体的に申しますならば、職業像、住宅像、あるいはその自分たちの持つてゐるところのいわゆる人間像というふうなものが家族生活の中にも住まいの中にもつくられる日が必ずあるということ、この法律の実現によつて私は期待しております。

最後に、何か私に提言をというお話でございまして、私は、ただ明日香がこの法律によつて保護されるのではなくして、いつの日にか明日香の人々がいわゆる新飛鳥人として自主独立の精神によつて自分たちの生活を築くような、そういう勵ましの法律としてこの問題が実現することを私は深く期待しております。

なお、この法律の精神は、日本に数ある他の古都、たとえば京都、鎌倉、あるいは指定されてない都市に対しても、今日そのさまざまな問題を持つておりますので、この法律の制定と同時に他のそういう地区に対しても大きな勵ましを法律となり、また、新しい日本の風土と歴史を守るためのよい意味におけるモデルケースであり、そのヒントとなるということを私はひそかに心の中に期待してゐることを申し上げて、提言とは申し上げられないんですが、私はそういう期待と希望を持って、明日香という言葉が「あすにおう」と書いてありますので、私は大変に子供っぽい考えですが、あしたにおう、将来の日本において放つところの、そういう一つの、これがわれわれの営みの一つとしてこの法律が国民の祝福と村民の期待としてわれわれの大きな希望によつて着々と実現されることを、行政当局にも、また皆さんにもお願いしたいと思います。以上です。

○小巻敏雄君 私、以前に大阪府立高校の国語の教員をやつておつたことがありまして、生徒を遠足に連れていくという地域でもありましたが、その後またたびたび訪れて飛鳥の地域を見るわけですね。奈良県はいま日本一の人口急増地なんじゃないですか、行くたびに周辺景観は変わつてくるわけだと思ひます。

まず、末永先生にお伺ひするわけですが、先生はこういう状況の中で橿原の考古学研究所をして、この中でとりわけ埋蔵文化財、私は文化財として民族遺産として最もすぐれておるんだと思ひますが、どういふ範囲でいまお仕事をなさつておるのか、その問題とのかかわりで今度の立法についてもまたお伺ひしたいと思ひます。

今度の立法は、その趣旨が歴史的風土、景観を維持するということになつておるわけですが、明日香の全村に広がつておる貴重な地下の文化財と一体のものとして保存するという点では、そつちの方については今度新しく講じられる措置というものには必ずしも定かでないわけですね。こういう点についての問題点についてひとつお伺ひしたいと思ひますし、確かに「あすか」という名前が行政区として残つておるのは明日香村でありますけれども、橿原市の市域、桜井市の市域もこれはもと一体の飛鳥地方と、こう考へるわけですが、その中で埋蔵文化財等は一体性を持つてこの地域に広がつておると思ひます。こういう問題についての埋蔵文化財の保存、こういう点についての今日の問題点をお伺ひしたいわけ

であります。
 続いて、第一級遺跡として私も知っておる板蓋宮の跡、鳥宮の推定地、こういうものが病院建設とか宅地造成の破壊の危険がある市街地の予定地にかかっているわけですね。これらの地域は周知の遺跡埋蔵地なわけですが、やっぱりかなり危ないんじゃないかと思っておる問題の埋蔵文化財の保存のあり方についてひとつ御意見を端的にお伺いをしたいと思います。

三番目には、今日の明日香の保存計画、環境整備計画の策定に当たっては、私は、この際に専門家の意見が絶えず反映をされ、専門家の意見を無視して行政の方が進んでしまわないようにすること、これはもう村民の意見が絶えず反映されることと車の両輪として必要だろうと思うわけですが、この運用上、先生の橿原考古学研究所並びに奈良県には文化財の研究所もあるわけですが、これらの研究者、こういった方々の意見が制度的に入れられる保証になっておるのか、どうすればいいのかという点についてお伺いをしたいと思います。この点につきましても、寺尾先生の方からも御意見が重ねてございまして、そこであわせてお伺いしたいと思います。

○参考人(末永雅雄君) ただいま御質問の第一点、橿原の研究所であります、これは橿原研究所の成立を申し上げます、まことに奈良県としてはお恥かしいようなことからスタートしたわけなんです。最初は、紀元二千六百年の記念事業ということで調査を始めました。しかし、事業は紀元二千六百年の事業でありますけれども、私たちが、遺跡調査を主として、事業は奈良県内における一つの埋蔵文化財のある地域の調査ということになります。しかし、その当初においては全く県予算というものがなくて、みんなわれわれが手張り、手弁当でやっておったわけでありまして、しかし、それが今日県当局の御配慮によりまして予算約二億という仕事ができるところまで進めていただきました。

この橿原考古学研究所は、初め、私は、県内の調査を進めておりましたが、昭和十三年以来、先ほど申し上げました紀元二千六百年の記念事業による畝傍山周辺の整備ということに伴って、そこを本拠を置きましたのが橿原考古学研究所の最初になりました。そうして県内の遺跡調査を進めていきましたが、このことは違ひますけれども、やはり奈良県は場所柄各地に遺跡、遺物が出てまいります。そのために橿原だけではいけない、県内のそういう調査を進めていくための研究所が一つどうしても必要になると思ひまして、橿原考古学研究所というものを、あそこできさやかなバラックの建物を幾つか擁してスタートしたわけなんです。その後、橿原考古学研究所の仕事はだんだんと拡大されてまいり、そして今日一応奈良県内の埋蔵文化財を中心とした調査の本拠になってまいりました。これが橿原考古学研究所の今日に至る概要であります。

御質問の第二点の、明日香、畝傍の地域、あのあたりは明日香とか畝傍とかある行政区画によって区別されておりますけれども、古い文化史的には明日香も畝傍も同一地域と見て差し支えないと思ひます。古墳を例に挙げますと、明日香地域と畝傍との中間に見瀬の丸山という大きな前方後円墳がございます。この丸山古墳と少し離れますが、南に欽明天皇陵が前方後円墳でございますが、古墳の規模から申しますと、この二つの前方後円墳と、ほかに二、三前方後円墳として顕著なものがございまして、それを中心に古墳分布を一つたり見ることができまして、少し東へ寄りまして明日香地方になってまいります。私たちは畝傍地方、明日香地方というふうな便宜的な取り扱いをして区別をいたしますけれども、本来はあれから高取あたりへかけて一つの古代文化地帯というふうな考え方ができます。

ただいまの御質問はそういう御意図を持ってお尋ねになったのかもしれぬと思ひますが、今日は明日香だけを取り上げておりますけれども、できればいま申しましたような地域を一つの研究客体

として進めていくのはいいのではないかと思ひますし、いま橿原考古学研究所と博物館を橿原に置いておりますが、あの場合も、最初奈良県にあれを置くかという意見が出たことはございまして。そのときに、私は、奈良市には帝室博物館あるいは女高師、県庁というふうな文化施設が幾つもあつた、しかし奈良県の南部にはそういう文化施設が一つもない。だからこの研究所なり博物館なりは南の方に置くべきだということで、やつとこのことが入れられたわけでありまして、確かにいまの御質問は、大和の南部地域の文化開発ということについて一つの着眼をされたことと存じます。この点で、将来、われわれは明日香とその周辺地域を含めたもう少し広い視野をもって研究をすべきだと思ひますが、橿原研究所と明日香村との結びつきは、これは近いところにもございまして、それから私も昭和五、六年以来明日香村に調査のために参りますので、それと、いま先生がおっしゃったように、堺においででしたら、私たちが生まれ育った狭山、あれは田舎であります、その田舎で育ちました関係で、明日香村へ行きまして、やっぱり非常に意思の疎通が速い。そういうわけで研究所と明日香村との結びつきは田舎の村を中心とした一体の結びつきのような関係で今日までできております。この関係はいつまでたっても崩れてはいけません。この研究所員は言うておるようなわけでありまして。

御質問に答えます最後のひとついたしまして、これからわれわれは明日香の研究というものももとよりであります、できれば明日香を中心として明日香の南、高取地域、それから現在の橿原地域、あれを含めて広い視野のもとに研究所員を動かしたいと考えております。

○参考人(寺尾勇君) 私にお尋ねになりました項目は、村民の意思をどういうふうな吸収し反映する手続にあるかというふうな私は解釈をいたしました。その点に限って御返事を申し上げます。明日香保存が住民にとって重荷になってきたと

いう事実については、これは七千の村民全部ひとしく一致している意見なんです。かぶせられた規制の重さが次第にかかってまいります。じゃ、その重さは具体的にどこに來るかというと、もちろん物理的なものもあれば心理的なものもありまして、生活の利便の問題もありません、根本の問題はやっぱり私権と所有権が制限されるということに對する一つの問題だと思ふんです。しかし、明日香が普通のようにいわゆる私権とか所有権とかというものをもち持たず、これは全然明日香の保存というものはできません。逆に私権の乱用を飯にするといいたしますと、自分たちの住民生活の中で、おれも一人の国民であつて、明日香というものは、自分明日香にたまにま住んでいて、人間としての権利は同じじゃないかと、こういう形になりますと、私権を乱用いたしますと、そのことによって行われる開発は、かえつて現在の明日香にとってはその生活基盤をすら破壊するといふ、いわゆる反射作用を起こすことは必然であります。こゝまで明日香が参りまして、いまさら明日香が大阪市の郊外の衛星都市の一つになるなるといふことは絶対にできるはずはないんです。するとすれば、この歩んだ十年のその問題を自分たちが歩んでこなければならぬのではないかと。

そういう点で、明日香の村民に会つて話をしてみますと、百人百様でありましてその人々によって意見はさまざまあります。この多様性と將來起きてくるであろうところの変化に對する不安、こういうものはぬぐい切れないものがあるのであります。この特別立法の実施を機会にいたしまして、明日香の村民たちが自分たちの意向を十分話し合つて、そうしていままではそのために行政当局の意思と村民の間になかなかかみあはずかしい問題があつて村長はいふん苦勞したと思ひます。あるいは県との間にありまして、やはり多少その間においては善意における見解の相違があつたと思ひます。しかし、あくまでも地域は住民のものといふその原則に立ちますならば、やっぱりお互いに話し合つていく、その話し合つてきた村民

えなけければならない問題で、これが失敗いたしましたと、断片的、個別的、単発的な保全というばらばらの保存に終わって、せっかくこの法律の一番特色になっております全域保存と言われている精神を失ひ、ひいてはその保存が保存でなくなるといふ、そういうこれから困難な仕事に立ち向かうことを私は考えなければならぬと思います。

以上でございます。

○小巻敏雄君　上田副知事にお伺いいたします。

免れて、米をつくる限りでは自由にやりなさいといふことになるのか、この点で県でどのように保証されますかということ、やっぱりここが免除されれば、見返りに割り当てが横の方で取られて困るというような状況の矛盾なんかに対しては、国でこの問題については特別補償するような手だてと方法はないのか、そういうこともお伺いしておきたいと思うんですね。

それから、農村ではそうは言いながら、豊かに

それともう一つ、これは先ほど増岡先生の御質問に対しちよつとお答え申し上げなかつたんですが、基金の額三十億につきましては、将来物価等の事情が変動しまして、基金設置の効果が発揮できないような場合には、これは県といたしまして、その時点において改めて適切な措置を講じてまいりたい。

私も、何回か現地でも住民の方の御意見も聞いたわけですが、村長さんと副知事さんとも力を合わせられたと思いますが、今度のこの明日香村の環境整備基金に一切の希望が集中をしておいて、これが来れば決め手になるという期待感もある一方、そこに対して果たしてこれによってどうなるのかという不安も双方あそこにつながつておると思ふんですが、五年間で国が二十四

生きなければならぬと、最低の要求として農林道の問題や用水路、排水路の問題なんかについてもかなり具体的な意見がありました。こういうものについては、現地との話し合いで解決をされ、満足をしてやっていける見通しは持っておられるのか、あるいは国の方でいろいろ考えるべきことではないのかと二、三の点をお伺いして終わりたいと思います。

て御理解をいただきたいと思います。

それから、減反の問題でございますが、これは大変重要な問題でございしますが、これは県といたしまして、農林省へ重ねて要請いたしておりますけれども、農林省の立場からはなかなかいろいろな事情もありまして、むずかしいようでござ

億円、県が六億円、こういうことで利子が二億一千万円入ってこれが順調に動くというのは五年先になるわけですね。いまかなり狂乱物価も迫っておるわけだし、一体、この利息の計算というのは果たしていままでも十年間累積した諸矛盾にたえええ得るものか、これにはデータがあり計画があり積算があるのかという問題があると思うんです。この点について、県としてはとりあえず五千万円の

○参考人(上田繁澤君) 数点ございましたが、一つは、基金の問題であります。

先ほど茜久保先生からも御指摘がございましたが、いまの小善先生の御意同から言いますと、率直に言いますと、私も基金の運用につきましては、いまの段階では試行錯誤といえますか、やはりこれからやってみなければわからぬという点も多分あると思います。もともと、しかし基金が三

ございます。県といたしましては、そういうこともありまして、引き続き要請はいたしたいのでござい
ますけれども、県の立場からは、県内において
県内の全体のあなばい調整の中において、引き続
き、この第一種の特別保存地区については転作割
り当ての対象としないという方向で今後とも措置
をしてまいりたい、かように考えておるわけでござ
います。

お金を積んで当面の問題にこたえるために努力しているというお話があるわけですが、この点についての見通しなり、今日の所感、要望等があったら伺いをしたい。

また、確かに住民の善意と良心で支えてきたとて言う以上、やっぱりいままでは農村であつたからもってきたんだと思うわけですね。水田というものは遺構を保存するのはなかなかよいものだった

十億完成いたしました場合以降は、これはずっと未長くやってまいるわけですから、そういう意味では、私は大いにその成果に期待すべきであると思うのであります。

したがって、これは当初出发点以降しばらくの間は、相当やはり慎重に、基金が完成するまでいろいろな事情を考えて慎重にやってまいらなければならない。同時に、私は、一つは、この明日香村

それから、最後の農業施策の問題につきまして、これは先ほど前段申しましたが、明日香村は今後農業を大事にし、農業が明日香村保存に通じるわけでありますので、そういう意味では、農地、農業用施設、非常に大事で、これはできるだけ私も法律に規定されます整備計画の対象にしてもらいたいし、できないものは何とかまた別途の方法を講じて、万遺憾なきようにしてまいりたい。

と思うわけです。この点で、農業で村を立てるとする場合に、少なくとも水田というので暮らしが立つことが一番よい方法であろうと思うんです。

に對しましては、今後、特別交付税その他他の町村よりも手厚い保護策をとってまいっておるのでありますから、これは引き続いてとってまい

い、かように考えております。

○栗林卓司君　どうも貴重な御意見をありがとうございます。

が、全国のあの減反政策はかなり強烈なもので、県でも苦心されておると思うんですが、この場合には、その点については、減反政策その他から

りたし、また、今回御議決いただきます法律の公布施行以後におきましても、いままです以上で明日香村に対して、法律以外の問題としていろいろ

お三方の皆さんに一つずつ最後にお尋ねをしたいと思います。

京、あれはやはり開発によって生まれた一つの破壊への招待状というものである。私はこう考えております、開発というのはそれ自身の中に破壊への招待状を含んでいる。そして、やがてそれが破壊されて、捨てられて、廢墟と化して後に残されて、思わぬ役立つ場合がある。たとえば平城京は、現在、末永先生のお言葉をまつまでもなく、地下の正倉院と言われまして、日本の文化史に大きな貢献をしております、さまざまなものが発掘され、調査され、なお数年間の問題を残しております。もし、あの空間が今日に残されなかつたら、奈良市街のあそこに発掘したしまして、あんな巨大な空間が、いま近鉄電車が横断しておりますが、残されることはないと思います。ああいう空間が歴史のいわば落とし物として現在の文明に与える価値体系というものをどのように考えるかということが、お尋ねいただきました、そんなにまでして景観をなぜ保存しなければならぬかと。

その景観というものの場合に、特に人間の生活をその中に内包し、くるみ込んでいような、そういう景観、平城京のように全域を買い上げてやるならばまだ意味はわかるけれども、困難に近いことだし、それは全然できないことではないだろうかとおっしゃることは、もうお言葉どおりの問題で、実に困難な問題でありまして、それは明日香の人たちを全部金を出してあそこから追い出して、それを残して平城京のようにすれば問題は何か残らないわけでありまして。しかし、あえてこの立法ができたのは、そこに住んでいる住民、先ほどのお会いになりました何十何代と言われている、恐らく飛鳥坐神社の宮司だと思ひますが、これは実に古い系統でして、考えてみますと、あそこに住んでいる人たちは馬子の系統もあれば、聖徳太子の系統もあれば、采女の系統もあれば、豪族の系統もあれば、また帝王の血を引いている者もあると思ひます。

御承知のように、飛鳥はまことに日本歴史の中においては権力と権力、血と血をもつて争ひました、最も日本民族のたくましいエネルギーの暴発

した時代でありまして、外来文化の伝来、そして仏教の伝来した中における激しい闘争、そしてある者は焼かれ、ある者は殺され、まことに殺戮と血に染められた歴史の中に新しい日本国家の誕生を告げる苦闘の地でありまして、それがいまとしては廢墟と化して本日ここに伝わってまいりました。それらの人の子孫が、ここにいまなお、その生活の根拠を持っております。

私は、お言葉であります、ただいま御質問いただきまして、そういう長い伝統の中に住んでいた人間を全部追い出して、ナチスドイツがフランスを占領したように、全部いわゆるクリーニンングしてしまつたその空間だけを保存するのがいいのか、困難ではあるけれども、その土地に住まいを求め、それらの人がおのの長い歴史のある伝統的な人生をそこに生ずる、そういう地域を残すのがいいかということになります、私は、日本に一方所ぐらい、そういうところがあつてもいいのではないかと寛大なお許しをいただきたいという思いに迫られるのでありまして、こういうものが日本全国に広がりましたら、それこそ大変であります。たとえば東京を救うのなら、東京の人間を全部追い出してしまえばそれでいいわけなんです、が、なかなかそうはいきませんので、やっぱりそういう地域が日本にたつた一つ、村ということでは、法律、条例になりましたのは北海道とこの明日香村二つなんだそうです、日本の歴史の中で、非常に希少価値と申します。

しかし、さりながら、私もあなたと同じようにときどき考えます、何を好んでこんなに明日香を残さなきゃいかぬのだろうか。唐招提寺長老森本孝順師は私の友人であります、ときどき突拍子もない意見を出しまして、あの甘樫丘に立つて、寺尾君、あの上からブルドーザー三百台でこの明日香を全部踏みつぶしてしまつたらさっぱりするだろうな、こう言うたのですが、これは一つの冗談であるのか、あるいは何なのかわかりませんが、そんな気持ちさえないです。なぜあの明日香をそんなにまでして保存しなけりやならない

か、その保存というものが現代の文明世界におけるわれわれの生活体系の中にどんな価値と意味を持つてゐるのかというのを問ひますと、そんなにまで、こんなに法律を制定し、資金の援助を与え、苦勞し、十年にわたつてこの問題をわれわれはしなければならぬ理由というものは見つからないのであります、私はやはりこれがもし、おっしゃる通りに、単なる日本のどこかにある田園風景、農村風景ならおっしゃる通りだと思ひます。明日香以上にもっと素朴な、水が流れ、そして水車がめぐり、そしてまた田舎の昔のいわゆる木の橋があり、わら屋根の家があり、そこに素朴な生活をし、そしてわれわれの食糧にはとても入らないようなものを食べている田園は日本列島の至るところにもう掃いて捨てるほどたくさんございます。開発されたとはいへ、たくさんございいます。そういうものと同じものであるならば、私は直ちに明日香はこれこそブルドーザーで消してしまつてもいいと思ひます。

けれども、私はやはり明日香がどうしても捨てられない理由は、その中に歴史があり、われわれが一步進むためには二歩振り返つていかなければならない、そういうわれわれが絶えず過去に對して振り返りながら前進していくところのもの、そしてそこにはたとえば万葉集であるとか、あるいは過去の歴史に流れているさまざまな古代への連想というものが、しかも、それを裏づけるために、地下埋蔵物がきわめて予期しない形において、未来の可能性として、いつどこにどんな形であらわれてくるかという期待に満ちた、まことに希代な土地であります。

これは先ほど末永先生にお伺ひしたのですが、どこから何が出てくるかはわからない。先に地図を開いて、そして遺跡の確認をして、ここにこんなものが出るのだという、考古学がこれだけ進歩していったらそれぐらいのものは出てくるのじゃありませんかと言つたら、末永先生は大変不愉快な顔をされました、そういうことはできないのだと。それからまた、何も現代掘つたから

全部掘り出して、それを私の生きている間に調査してしまふ必要もないのだ、やっぱりこれは後世の人たちに残しておきたい。そういうミステリーといひますか神秘といひますか、不思議さに包まれた一つの歴史を回想するところの機会が残されてもいいのじゃないかと。

御承知だと思ひますが、あの「よど号」を占領しました赤軍の学生においてすら、航空機の中で何を読んでいたかといつたら、万葉集を読んだ。あの赤軍の兵士においてすら万葉集を読んだ。ということは、日本人がいかにか、そういう人間であつたにしても懐古の情を持っていたかということとをわれわれは知ると、やはりこの土地は民族のイマジネーション——戦後、日本の民族と学校教育の最大の欠点は何かというところ、模倣の才能は発達したしました、物を創造する、つまりさまざまなイマジネーションの中から生まれてくるところの人間の喜びを知ることが大変少なくなつて、情報といわゆる映像のはんらんのために人間の頭脳が抑圧されております。

そういうときに、われわれは、何の用もなくむなし空間のごとくに見える平凡な、ただそこには風と土と山河があるだけの、小さな汚い川と、そしてたまた山河があるところの明日香に、何することもなく一日あそこをお歩きになりますと、さまざまな思いがわれわれの思いの中に迫り、またわれわれの生きてきた道を考え、過去を思い、またわれわれの来るべきこの国の未来を思い、また自分自身の人生の将来を思うという、わずかに二ヘクタールにすぎないその土地を日本の土地に一つくらいは残していただきたい。そういう意味において、私は、この景観はやっぱり残していただきたいのではないかと。

つまり、何にもない、たとえばそれは華嚴の滝だとかあるいは温泉であるとか、あるいは火山であるとか気象であるとか、あるいは日本アルプスであるとか、そういううれつときとしたいわゆるケルンのある、核のある風景ではございません。ましてや文化財においても、地下に埋蔵しているだけ

であつて、地上には半分壊れて、傷みだらけの飛鳥大仏と石舞台と若干の石造物が残されているだけで、他はどこにもない、平凡なところであります。現に、あそこに住んでいた女帝たちにおいてすら、あの飛鳥に住むことを喜びとしなかった。だから吉野に行幸されている、あるいは大津に都を移されている。それは、あの狭苦しい、ネコの額みたいなところが必ずしもこの人たちに安住の地ではなかったと思ふんです。しかし、現代のわれわれにとっては、都市が開発し、恐らく将来日本人が大阪市からあの周辺が発達したら、水田を持つてゐる地帯、そしてあの何にもない、一見平凡な山河を持つ明日香という土地があるあたりに残される最後のホリゾンであり地帯だと私は思ふ。

たとえば小学校の子供を、先ほどもある参事官の方から承つたんですが、将来明日香の農業がもしあれしければ、都会の小学生たちが明日香に来て稲を植へ、米を取獲するところのそういう農作業を實習して、そしてこういう時代があり、こういうこともあったんだという意味に使つてでも、明日香というのは日本人にとつて最後に残されるべき教育的価値もあるんじゃないかというお話がありました。私は、そういうものを含めて、日本人の将来のために、長い今後の千年の歴史のために、ぜひ明日香というものの景観だけはひとつ——おっしゃることは私は十分承知しております。私もあなたと一緒に明日香をブルドーザーで壊したいです。しかし、この土地だけはぜひ残していただきたい。そのことを私は伏してお願ひいたします。

○参考人(上田繁潔君) 先ほど小巻先生も触れておられました。奈良県の人口は三十年の間に県全体といつてもおおよそ三倍ばかりふえておるんですが、それに對して明日香村は同じ三十年間で約八%ばかりふえておるんですよ。もつともこれは、明日香村は、先ほど前段に私が申し上げたように、わりあい交通も便利であるということもございしますので、

ここしばらくの間にもちろん著しくふえたり、したがつてまた逆に著しく減るというようなことは私は考えられないと思ふんでございすけれども、ただ、しかし、問題は農業の後継者を確保できるかどうかというところにやはり私は明日香村の今後の問題があると思ふんでございす。そういう意味では、先ほど栗林先生がお述べのように、この現状とそして将来の動向というものを踏まえて整備計画もつくらなければならぬでございす。まづ、また、一面、この基金の果実の運用についても、それにどういふふうな効果の上がらばならぬ。その辺、十分に将来の動向を踏まえましてやつてまいりたい、かように考えております。

○理事(舊ケ久保量光君) 他に御発言もなければ、これにて参考人に対する質疑を終ります。参考人の皆様方には、本日は御多忙中にもかかわらず長時間にわたり貴重な御意見を御述べいただき、また各委員の質疑に對しまして懇切な御答弁を賜りまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして謹んで御礼を申し上げます。

本案の自後の審査は明後二十四日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月八日)
一、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載——は修正)
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案
(目的)
第一条 この法律は、飛鳥地方の遺跡等の歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして、

我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的地域であつたことをしのばせる歴史的風土が、明日香村の全域にわたつて良好に維持されていることにかんがみ、かつ、その歴史的風土の保存が国民の我が国の歴史に對する認識を深め、国を愛する心の涵養に資するものであることに配慮し、住民の理解と協力の下にこれを保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定めることを目的とする。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、都市計画事業の長期施設制度の創設に関する請願(第二三九二号)

一、身体障害者に対する建設行政に関する請願(第二四〇四号)(第二四四八号)(第二五二四号)(第二五二五号)(第二五八四号)

第二三九二号 昭和五十五年四月四日受理
都市計画事業の長期施設制度の創設に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

紹介議員 岩崎 道行君
岩崎 道行君
岩崎 道行君

理由
街路事業等都市計画事業は、都市の基盤整備に係る重要な事業であるとともに、良好な生活環境を確保するための根幹的な事業であり、積極的な推進を図る必要がある。近年、都市計画事業の執行にあつては、用地取得を単年度で実施することが困難になつてきているので、投資効果を短期間

に挙げるためには、現行のいわゆる施設工事制度、用地先行取得制度及び一部工事の国庫債務負担行為制度を更に一歩進める必要がある。

第二四〇四号 昭和五十五年四月四日受理
身体障害者に対する建設行政に関する請願
請願者 宮崎市長 宮崎市末広二ノ三ノ九原田病院

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。

第二四四八号 昭和五十五年四月七日受理
身体障害者に対する建設行政に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦頭

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。

第二五二四号 昭和五十五年四月八日受理
身体障害者に対する建設行政に関する請願
請願者 宮城県泉市将監二ノ一四ノ一

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。

第二五二五号 昭和五十五年四月八日受理
身体障害者に対する建設行政に関する請願
請願者 静岡県清水市梅ヶ谷二三〇ノ七

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。

第二五八四号 昭和五十五年四月九日受理
身体障害者に対する建設行政に関する請願
請願者 福井県鯖江市御幸町三ノ八ノ四

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八六八号と同じである。